

みんな  
知っているかな?

# としまく 豊島区



## こ けんり かん じょうれい 子どもの権利に関する条例



いっしょ かんが  
一緒に考えよう



SDGs 未来都市としま  
SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS  
豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



としまく こ きぼう いま い じだい にな ねが  
豊島区では、子どもたちが希望をもって今を生き、次代を担っていくことを願い、  
へいせい としまく こ けんり かん じょうれい せいてい  
平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。

# こどものみなさん

あなたの人生の主人公はあなたです  
あなたのことばは、あなたが選んで  
決めることができます  
失敗しても、やりなおせます  
困ったことがあつたり、  
助けを求めていいのです  
あなたは、ひとりではありません  
私たちおとは、  
あなたの立場に立つて、  
あなたの声に耳を傾けます  
あなたがあなたなりしべ  
生きていけるように、  
じつしょに考えてこましましよう  
あなたという人は、  
世界でただ一人しかいません  
大切な、大切な存在なのです

条例前文より

## こどもとは

さい みまん ひと  
18歳未満のすべての人

さい いじょう さい みまん がっこう こ かん しせつ ざいせき ひと  
18歳以上20歳未満で学校や子どもに関する施設に在籍している人

# たいせつ こ けんり 大切な 子どもの 権利

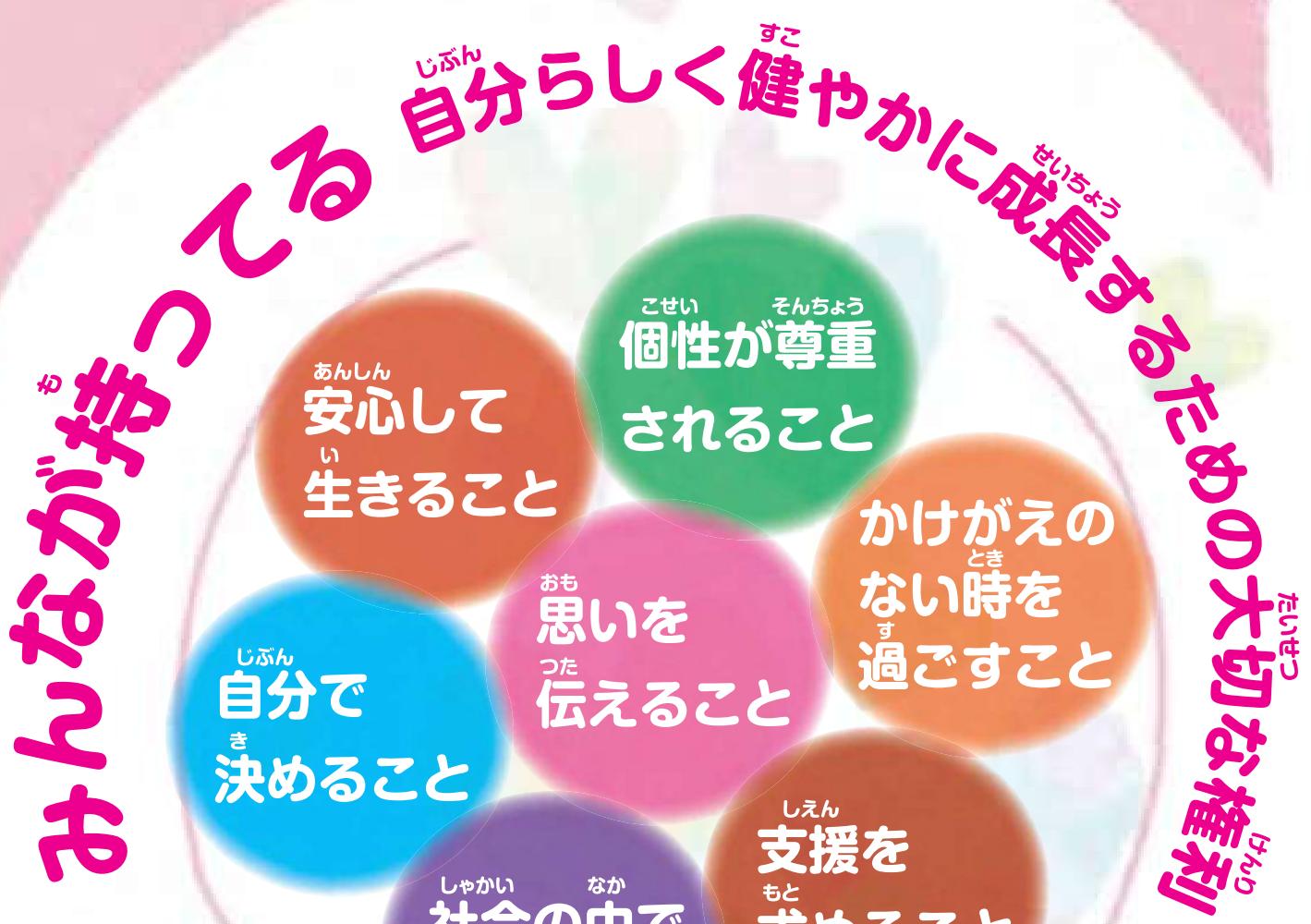
## けん り **権利**って なんだろう？

けんり 「権利」とは、人として生きるために、どんな人にも  
ひと い ひと  
みとめ まも こ ひとり  
認められ、守られるものです。子どもも一人ひとり  
そんざい ほか ひと たが けんり  
かけがえのない存在です。他の人とお互いに権利を  
そんちょう あ たいせつ  
尊重し合うことが大切です。

としまく こ  
豊島区は、子どもたちの  
たいせつ けんり おお  
「大切な権利」として大きく  
さだ たいせつ  
7つ定めているよ!



# たいせつ 大切な けんり 7つの権利



けんり  
7つの権利をひとつずつ、次のページから紹介するよ

あん  
安

# 心して生きること



## きみ たいせつ そんざい 君は大切な存在だよ!

この子どもは、愛されながら<sup>あい</sup>育ててもらうことができます。  
あらゆる差別や偏見を受けることもありません。  
また、虐待や体罰、いじめを受けずに安全安心に過ごすこ<sup>そだ</sup>  
とができます。

としまく こ けんり かん じょうれい だい じょう  
豊島区子どもの権利に関する条例第6条より

こ  
個

せい そんちよう  
**性が尊重されること**



じぶん い  
**自分らしく生きていこう!**

こ 子どもは、一人ひとりの違いが個性として認められます。  
ひとひとり かのうせい ちが こせい みと  
そんちよう たいせつ じぶん せいちよう

それぞれの可能性を大切にしながら自分らしく成長することができます。

ひと し ひみつ まも  
そんちよう そんちよう じぶん せいちよう

また、人に知られたくないことや秘密が守られ、プライバシーが尊重されます。

としまく こ けんり かん じょうれい だい じょう  
豊島区子どもの権利に関する条例第7条より

じ  
自

# ぶん き 自分で決めること



## じぶん 自分がやりたいことをやろう!

こ 子どもは、自分の成長に合わせて、自分のことを決めるこ  
とができます。

じぶん き ひつよう じょうほう まわ  
自分のことを決めるときに必要な情報について、周りのお  
となからわかりやすく説明してもらうことができます。

としまく こ けんり かん じょうれい だい じょう  
豊島区子どもの権利に関する条例第8条より

# つた いを伝えること



## じぶん き も つた 自分の気持ちを伝えよう!

こ じぶん おも かんが  
子どもは、自分の思っていることや考えたことをおとなに  
つた いけん こ かる あつか  
伝えることができます。その意見は「子どもだから」と軽く扱  
われることはありません。

じぶん おも じゅう ひょうげん なかま あつ かつどう  
また、自分の思いを自由に表現したり、仲間と集まって活動  
することができます。

としまく こ けんり かん じょうれい だい じょう  
豊島区子どもの権利に関する条例第9条より

# か

# けがえのない時を過ごすこと

とき す



いま

とき

たいせつ

## 今しかない時を大切にしよう!

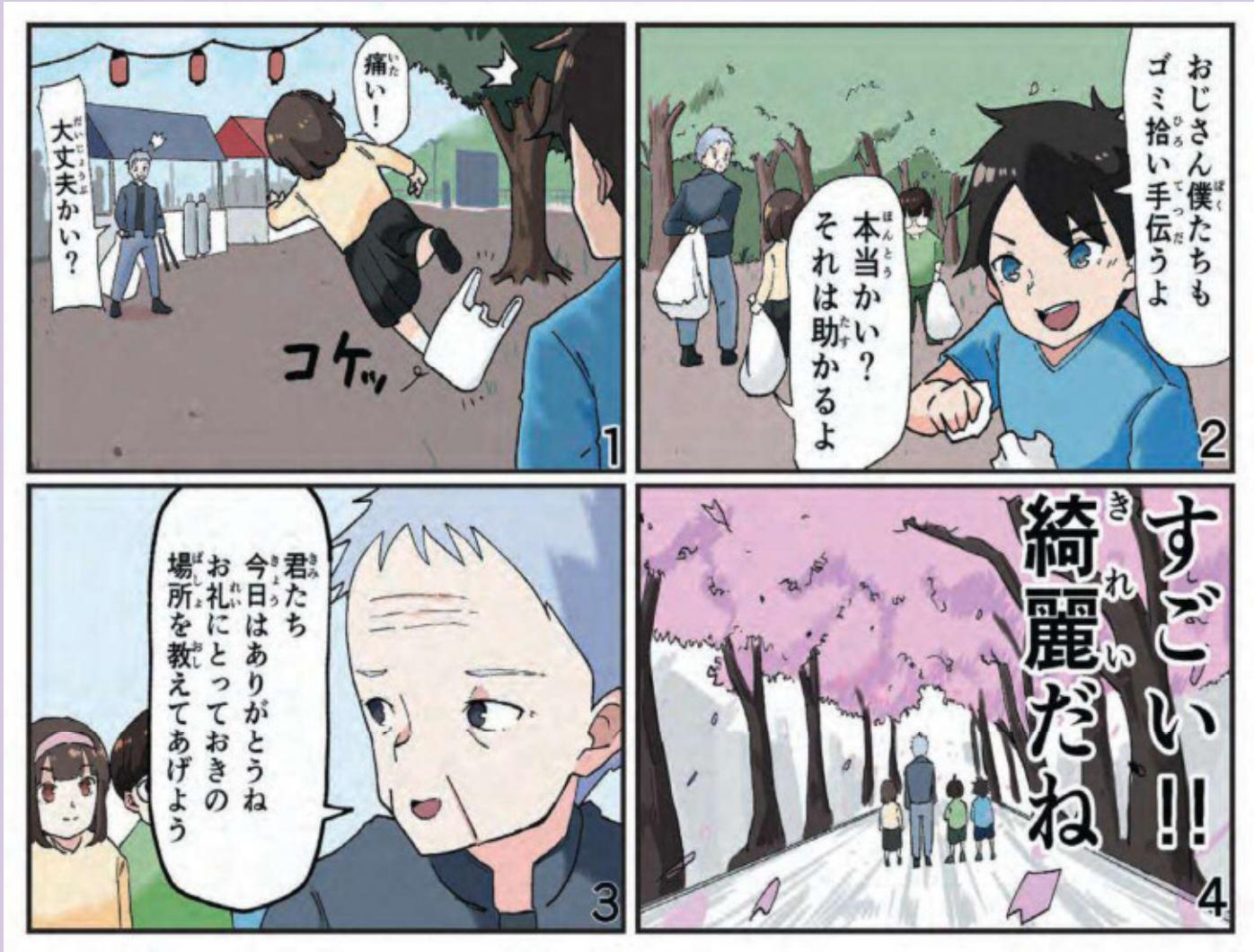
子どもは、自分の成長に合わせて遊んだり、学んだり、仲間と集まることができます。また、ゆったりと休んだり、自由な時間を過ごすことができます。

自由な時間の中で、色々な文化や芸術、スポーツに触ることで、自分らしく成長することができます。

としまく こ けんり かん じょうれい だい じょう  
豊島区子どもの権利に関する条例第10条より

しゃ  
社

かい なか そだ  
**会の中で育つこと**



きみ ちいき なま  
**君も地域の仲間だよ!**

子どもは、大切な地域の一員です。地域の一員として、地域活動に参加することができます。  
また、地域の文化や伝統を学び、自分の地域をよりよく知ることができます。

としまく こ けんり かん じょうれい だい じょう  
**豊島区子どもの権利に関する条例第11条より**

し  
支

えん もと  
援を求めること



きみひとり  
君は一人じゃないよ!

子どもは、自分は不安に思うことや困っていることを相談することができます。  
虐待や体罰、いじめなどで自分の心や体が傷つけられそうなときには、周りのおとなに助けを求めることができます。

としまく こ けんり かん じょうれい だい じょう  
豊島区子どもの権利に関する条例第12条より

たいせつ けんり きず

まえ

大切な権利が傷つけられる前に

そうだん

ひと

そうだん

# 相談しやすい人に相談しよう!

こま  
困ったことがあつたら、家族や学校や地域の中で相談しやすい  
ひと  
ひと  
はな  
はなし  
ちいき  
なか  
き  
き  
う。みんなの話をしっかり聴いてくれるよ。



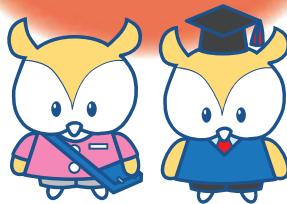
としまく  
**豊島区**

かぞく  
**家 族**



がっこう  
**学 校**

こ  
**子ども**



ちいき  
**地 域**



みんなは「アシスとしま」を知っているかな?

だれ そうだん よ  
誰に相談すれば良いのかわから  
ないときは、  
としまく 豊島区にある  
「アシスとしま」に相談してみよう!  
どんなことでも、やさしくお話しを  
き  
聽いてくれるよ。



## 「アシスとおはなし」も使ってみてね!

くりつ しうがっこう かよ  
区立の小中学校に通っているみんなは、タブレット  
パソコンから「アシスとしま」へメッセージを送る  
ことができるよ!



もし、大切な権利が  
傷つけられてしまったら

# こ けんり そだんしつ としま子どもの権利相談室

まも  
が、みんなのことを見守ってくれるよ！

こ  
子どもたちの  
たいせつ けんり  
大切な権利を  
まも 守ります



そだんしつ ひと  
相談室の人たちは、  
みんなの大切な  
けんり まも  
権利を守るために  
かつどう 活動しているよ。  
みんなの大切な  
けんり きず  
権利が傷つけられ  
てしまったら、すぐ  
そだん  
に相談してね！



こ けんり いがい  
子どもの権利以外  
ともだち  
にも、お友達のこと  
や、学校のこと、  
かぞく  
家族のことでも、  
こま  
困ったことがあつ  
たら、遠慮せずに  
なん はな  
何でも話してね！



つき かい ちゅうこうせい  
月に1回、中高生  
セシタージャシブ  
き  
にも来てくれるよ



# どんなものがあるのかな？

じょうれい

もと

としまく

とりく

## 条例に基づく豊島区の取組み

じょう  
4条

### こ げっかん としま子ども月間

＊ 11月は「としま子ども月間」。子どもの権利についてたくさんの人々に知ってもらうための広報活動やイベントを実施しているよ。



じょう  
20条

### こ かいぎ としま子ども会議

＊ 子どもたちの意見表明や社会参加の場として実施しているよ。他の子どもたちとも交流することができるから、参加してみてね。



じょう  
21条

### こ ちゅうこうせい 子どもスキップ、中高生センタージャンプ

＊ やす あそ べんきょう あんしん す たいせつ  
休んだり、遊んだり、勉強したり、安心して過ごせる大切な「居場所」として、スキップやジャンプなどの施設があるよ。



か いがい  
ここに書いていること以外にもみんなの  
ちじょうせいいかつ じょうれい かん とりく  
日常生活の中で条例に関する取組みは  
たくさんあるよ



としまく こ けんり かん じょうれい  
「豊島区子どもの権利に関する条例」はこちちら



# こ 紹 介

このパンフレットの表紙や4コママンガは、令和3年度に開催した「トキワ荘のまち4コママンガ大賞」に入賞した、代々木アニメーション学院の漫画家を目指す2名の学生さんが描いてくれました。



## 制作箇所 表紙

- 4P 安心して生きること
- 5P 個性が尊重されること
- 6P 自分で決めること

たきた さま  
**瀧田ひびき 様**



## 制作箇所 表紙

- 7P 思いを伝えること
- 8P かけがえのない時を過ごすこと
- 9P 社会の中で育つこと
- 10P 支援を求めるこ

おかだ なおや さま  
**岡田直弥 様**

なまえ  
※お名前はいずれもペンネームです



# こま なや そだん 困ったり、悩んだりしたとき、相談できます

あなたが、困ったり、不安なことがあるときは、ひとりで抱え込まないで、  
相談してください。相談した内容や、他の人に知られたくない「ひみつ」は守られます。  
相談しやすいところや方法を選んで相談してね。すべて、日曜日・祝日や年末年始はお休みです。

## こ けんり そだんしつ としま子どもの権利相談室

あなたが自分らしく、楽しく毎日過ごせるようにどうしたら良いか一緒に考えます。  
友達のこと、学校のこと、おうちでのこと、体のこと、あなたのお話をゆっくり聞きます。



ば 場 所 豊島区雑司が谷3-1-7 千登世橋教育文化センター1階

電話番号 03-5985-9580

メール kodomosoudan@city.toshima.lg.jp

受け付け時間 火曜日～金曜日：午前10時～午後5時45分（今後、土曜日も相談できるようなる予定。）

このQRコードから送信  
フォームにつながります▶



## こ わか もの そう さう そう だん 子ども若者総合相談「アシスとしま」

学校のこと、普段の生活、おうちのことなど、どんな悩みでも相談できます。

区役所の窓口でも、電話、メールでも相談を受け付けています。

ば 場 所 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所4階11番窓口

電話番号 03-4566-2476

メール A0017309901@city.toshima.tokyo.jp

LINEで相談の予約が  
できます

とも ついか とうろく わが  
友だち追加をして登録をお願い  
します。



### 「アシスとおはなし」

くりつしょうちゅうがっこう  
区立小中学校のクロームブックで  
「アシスとおはなし」のアイコンを  
タップすると、フォームから相談  
できます。



うけつけじかん 受付時間 月曜日～金曜日：午前8時30分～午後4時30分

（午後4時30分～午後5時15分は予約のみ受け付けます。）

## こ そだん としま子どもなんでも相談「なやミニフリーダイヤル」

ともだち かぞく しんぱい なん でんわ そだん  
友達のことや家族のことなど、心配なことがあったら何でも電話で相談できます。

電話のお金はかかりません。

でんわばんごう 電話番号 0120-618-471



うけつけじかん 受付時間 月曜日～金曜日：午前9時～午後6時  
土曜日：午前9時～午後5時

## としまく こ けんり かん じょうれい しゅうちょう 豊島区子どもの権利に関する条例 周知用パンフレット

はっこう 発行 令和4年3月（令和6年3月改定）

としまく こ かていふ こ わかものか こ けんり ようこ  
豊島区子ども家庭部 子ども若者課 子どもの権利擁護グループ

〒171-0032 豊島区雑司が谷3-1-7 千登世橋教育文化センター1階

電話：03-4566-2402

せいさくきょうりょく 制作協力 デッキアニメーション学院